

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年七月十二日認可した。

平成三十年七月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

足立北部土地改良区

二 事務所所在地

鴻巣市